

電気通信市場検証会議（第37回） ヒアリング資料

KDDI株式会社

2023年6月21日

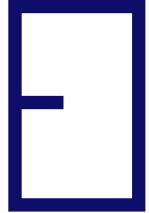


1. NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併の問題点
2. これまでのNTT組織再編に係る検証上の課題と対応
 - (1) 検証スキームの実効性に係る課題
 - (2) 検証スキームの実効性に係る課題への対応
 - (3) 禁止行為規制の運用に係る課題
 - (4) 禁止行為規制の運用に係る課題への対応
3. NTT組織再編に係る今後の課題と対応
 - (1) NTT組織再編に係る今後の課題
 - (2) NTT組織再編に係る今後の課題への対応
4. まとめ

NTTグループの在り方については、過去の議論の積み重ねによって国内の公正競争環境を担保するため、電気通信事業法やNTT法等の規律等が整備されてきました。

これらの累次の公正競争要件をNTTグループが一方的に反故にすることは、NTTグループによる強大な市場支配力が生まれ、競争事業者が排除され、競争を通じて生まれる利用者利益を損なう（例えば、料金の高止まりやサービス多様化の妨げ）等、電気通信市場の公正競争及び持続的発展を阻害することになります。

NTTグループの在り方の見直しについては、これまでの政策議論を踏まえて措置してきた公正競争要件の趣旨を維持しつつ、見直しによって起こり得るNTTグループのネットワーク・顧客基盤の統合などが及ぼす公正競争への影響を踏まえ慎重に判断すべきと考えます。



1. NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併の問題点

1. NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併の問題点（1／2）

- NTTドコモは、2023年7月1日付けで完全子会社であるNTTレゾナントを吸収合併し、NTTレゾナントが提供するサービスをNTTドコモが承継するとの発表を行った
- NTTレゾナントは、NTTコムからコンシューマ事業の移管を受けたことにより、インターネット接続（ISP）、MVNO、FTTHサービス、公衆無線LANアクセスの契約数について、2022年9月時点で5万件以上となっている
- よって、NTTレゾナントは、NTTドコモの禁止行為規制対象事業者として新たに指定されている

不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人



1. NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併の問題点（2／2）

- 公正競争等に弊害を及ぼす可能性のある特定関係法人であるレゾナントの吸収合併により、NTTドコモの巨大な顧客基盤やサービス収益が拡大する等、市場支配力が強化されると、公正競争等に弊害をもたらすおそれがある
- したがって、上記懸念を踏まえて以下を要望する

- ✓ NTTドコモは、吸収合併計画の発表前に、まずは、当該計画の詳細を本検証会議や競争事業者に対して説明することが必要
- ✓ 公正競争上の問題をもたらす可能性があると認めるかどうかの判断や公正競争に与える影響の度合いについては、個別の事例ごとに、定量的・定性的に分析・検証することが前提
- ✓ 例えば、組織再編により当該事業者の市場支配力が強化されたか等について確認する必要があることから、市場検証会議で必要なデータを提示することが必要
- ✓ また、禁止される行為の相手方である特定関係法人が消滅する場合であっても、禁止行為規制（電気通信事業法第30条第3項第二号に該当する不当な優先的取扱い・利益付与）の遵守が担保され得るのか検証することが必要

2. これまでのNTT組織再編に係る検証上の 課題と対応

2. これまでのNTT組織再編に係る検証上の課題

- これまで、2020年12月のNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を契機として、NTTドコモグループを中心に組織を再編
- 本検証会議において、NTTや競争事業者からのヒアリング等を実施してきたが、NTT組織再編を検証するスキームの実効性や禁止行為規制の運用に課題がある

検証スキームの実効性に係る課題

- 組織再編直前の検証では、仮に問題が認められたとしても、競争の回復が困難であり、検証の意味をなさない
- 競争事業者ヒアリングで示された懸念に対し、これまで具体的な判断等がなされていない

禁止行為規制の運用に係る課題

- 公正競争等に弊害を及ぼす可能性のある特定関係法人との組織再編にもかかわらず、公正競争に与える影響の有無や影響の程度の検討・判断が行われていない
- 個々の行為が禁止される行為類型に該当するか否かの判断がなされていない

(例：「ドコモビジネス」ブランドによる一体営業、NTTドコモへのNW一元化等)

(1) 検証スキームの実効性に係る課題

これまでのNTTの組織再編	課題
1. 持株によるドコモ完全子会社化 (2020.12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドコモのTOB完了後にはじめて検討会を立ち上げ ・ 法人営業の一体化については、具体的な問題が認められなければ、禁止行為規制の見直しを行わないとされた ・ ネットワークの統合については、禁止行為規制に抵触するか否かの判断が下されていない
2. ドコモによるコム・コムウェアの子会社化(2022.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織や事業が一体化したことによる影響の観点からは、特に分析や検証はなされていない ・ 個々の連携・統合等の行為が禁止行為規制の行為類型に該当するか否かについて、判断が行われていない ・ 現行の禁止行為規制を補完する措置については、議論がなされておらず、法令整備がされていない
3. ドコモによるぷららの吸収合併 (2022.7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぷららは、公正競争等に弊害をもたらす可能性がある5万件以上の契約数を保有する特定関係法人として指定されていたが、事前に本検証会議で議論されることもなく、NTTぷららの指定解除が行われた

- 令和3年度年次レポート（2022年8月）にて、NTTグループ組織再編に係る公正競争上の問題へ対応するための検証スキームが整理された
- 検証スキームの更なる実効性確保のため、適切な運用を行っていくことが必要
 - ✓ 例えば、年次レポートの「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」に、必要十分な検証期間を設けること等を含め、「基本方針」や毎年の「年次計画」、「年次レポート」へ記載を行う等、着実な履行を図るべき

組織再編前

Step1

- ✓ 総務省に対し、組織再編の内容について説明



- ✓ 総務省だけでなく競争事業者を含む検証会議の場で、組織再編の内容について説明

Step2

- ✓ 検証会議の意見や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、公正競争上の問題がないか検討
- ✓ 組織再編の影響等の説明をNTTに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討



Step3

- ✓ 組織再編前に、事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令も想定



組織再編後

- ✓ 検証会議における事後的な検証の実施

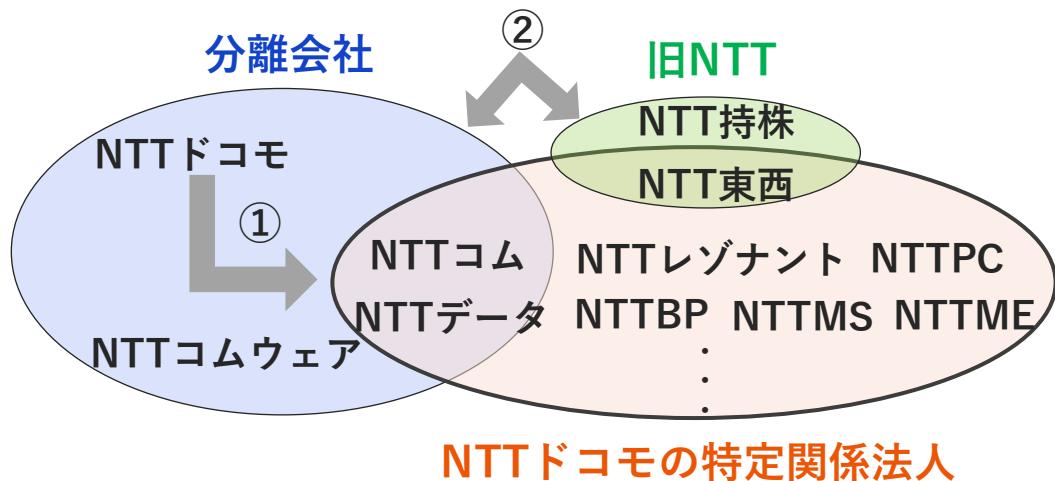
行政指導等による是正が可能となるよう必要十分な検証期間を設けるべき

(2) 検証スキームの実効性に係る課題への対応（2／2）

- なお、NTTの組織再編については、年次レポートに例示される2つの組織再編に限定せず、公正競争への影響が強く懸念される組織再編について、市場検証の取組が行われるよう、「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」にも追記すべき

年次レポートの検証対象

合併、吸収分割、事業譲渡等を検証



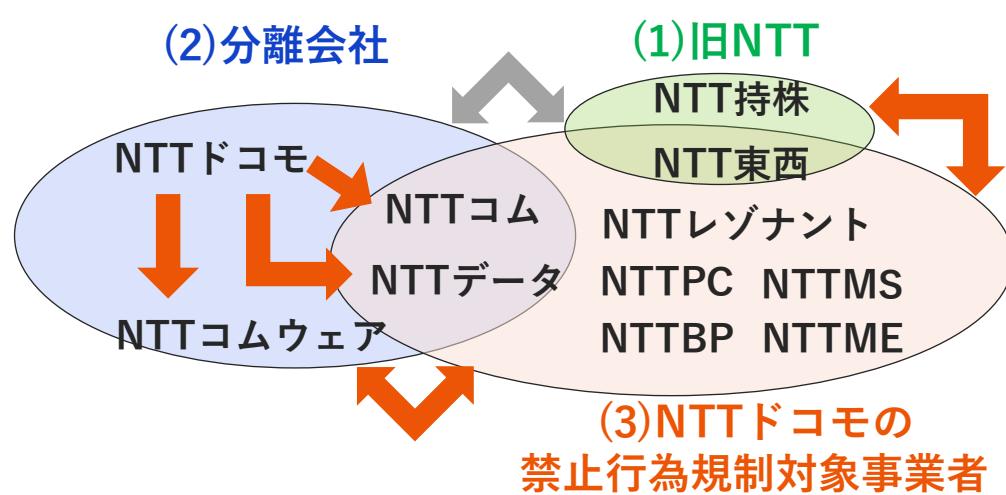
- ①NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併
- ②旧NTTと旧NTTからの分離会社との合併

年次レポートでは、例えば、以下の組織再編が検証対象外

- ・NTTドコモによるNTTデータの子会社化
- ・NTTドコモによるNTTコムウェアの子会社化／吸収合併

公正競争への影響が強く懸念される組織再編の検証対象

組織再編の手段に依らず検証



- (1)旧NTT
- (2)旧NTTからの分離会社
- (3)NTTドコモの禁止行為規制対象事業者

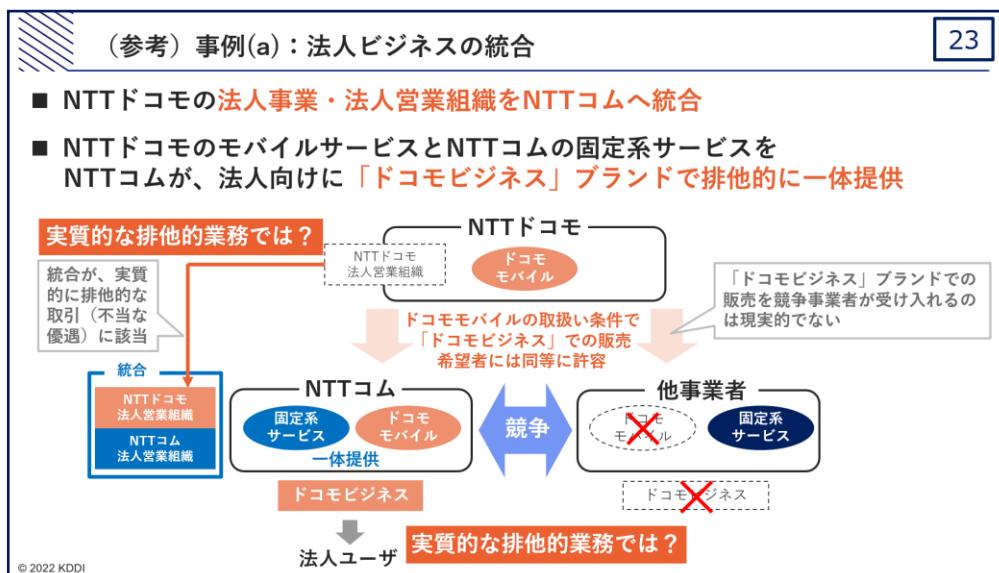
公正競争への影響が懸念される事業者間の組織再編は、
全て検証すべき

(3) 禁止行為規制の運用に係る課題

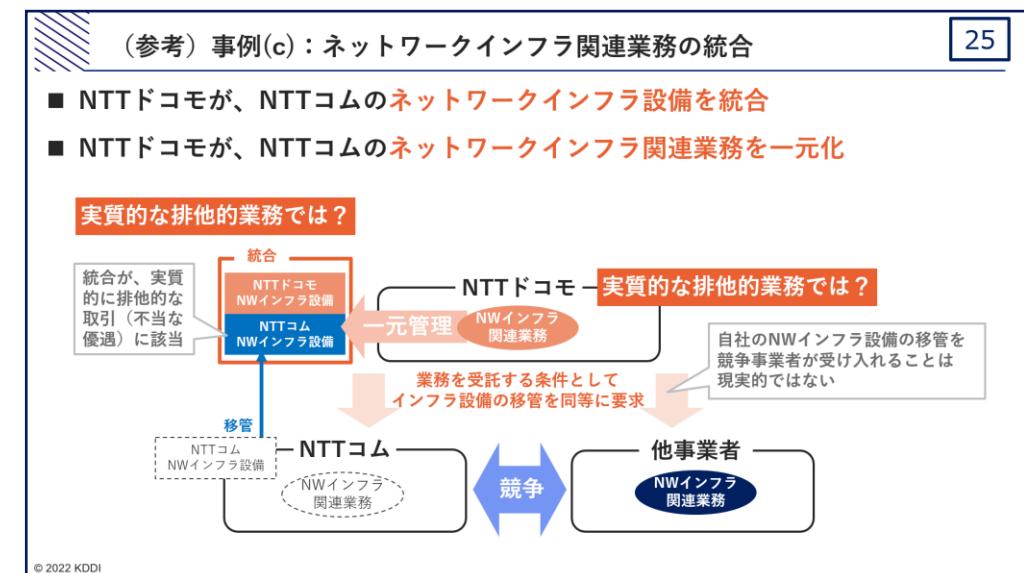
- 禁止行為規制の趣旨は**不当な競争を引き起こすおそれのある行為を予め禁止することで市場支配力の濫用を未然に防止するもの**
- これまで公正競争等に弊害を及ぼす可能性のある特定関係法人との組織再編にもかかわらず、**公正競争に与える影響の有無等の検討・判断が実施されておらず、競争事業者が提示した禁止行為規制上の問題（※）についても、組織再編に係る個々の行為が禁止される行為類型に該当するか否かの判断がなされていない**

（※）弊社が指摘した禁止行為規制上の問題（本検証会議（第27回）弊社説明資料）

「ドコモビジネス」ブランドによる一体営業



NTTドコモへのNW一元化



- 公正競争に弊害を及ぼす可能性のある特定関係法人との組織再編については、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性を前提とした厳格な分析・検証を行うべき

【公正競争に影響を与える度合いを判断するための検証プロセス】

- 公正競争への影響を判断するにあたり必要なデータを市場検証会議で提示すること
※例えば、当事会社がサービス提供を行う各市場における当事会社のシェア推移を含めシェアの変動（上昇）、売上・顧客基盤の変動等
- 当該データ等を基に、競争事業者から公正競争への影響についてヒアリングを行うこと
(詳細が分からぬまま公正競争上の課題を正確に判断することは困難)
- 競争事業者からの意見等を踏まえ、公正競争に影響を与えるか否かについて判断すること

【禁止されている行為の該当性を判断するための検証プロセス】

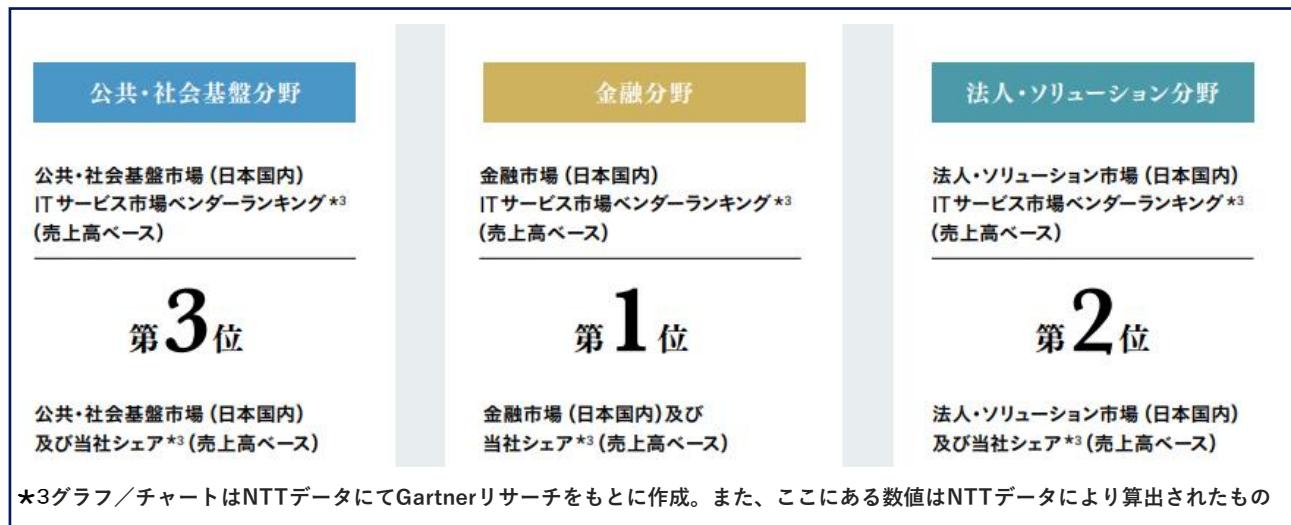
- NTTが組織再編の詳細について市場検証会議において説明を行うこと
- 組織再編の詳細を基に、競争事業者から公正競争上の課題等についてヒアリングを行うこと
(詳細が分からぬまま公正競争上の課題を正確に判断することは困難)
- 競争事業者から示されている課題(≒懸念される個々の行為)について、禁止される行為類型に該当するか否かについて検証を行い、判断すること

3. NTTの組織再編に係る今後の課題と対応

(1) NTT組織再編に係る今後の課題（1／2）

- ITサービス等で有力事業者であるNTTコム、NTTデータとNTTドコモとの組織再編については、法人市場を中心とする電気通信市場の公正競争に多大な影響を及ぼす可能性
- 公共・金融等分野における巨大な顧客基盤やSI等のソリューション市場の競争力を梃子に、ネットワーク領域の回線獲得で市場支配力を発揮することが想定される

ITサービス市場ベンダーランキング（2021年度実績）



法人市場における影響



出典：NTTデータ 統合レポート2022

■ NTTコム、NTTデータとNTTドコモとの組織再編等には、以下の課題が想定される

NTTコムとの再編の課題

NTTコムはWANサービス市場での
国内トップクラスの事業者

仮にドコモと再編した場合

事業（営業収益：約1兆円※）が
NTTドコモに上乗せされ、
NTTドコモの市場支配力が強化される

※P27参照

NTTデータとの再編の課題

NTTデータは公共や金融等分野で強みを
持つ国内外のITサービス市場の有力事業者
2024年3月期の連結売上高が4.1兆円の見通し※
国内最大のIT企業になる可能性

仮にドコモと再編した場合

SL市場の競争力を梃に、
NTTデータを中心に市場を跨いだ垂直統合
(一体市場)が起こり、
通信市場の公正競争が阻害されるおそれ

※P28参照

- 公正競争等に弊害を及ぼす可能性のある特定関係法人との企業統合により、禁止行為規制を実質的に潜脱するだけでなく、NTTドコモの市場支配力が強化され、市場支配力の濫用に繋がるおそれ
- 市場支配力濫用の未然防止を趣旨とする禁止行為規制の本来の目的が達成できなくなるおそれがあることから、禁止行為規制を補完する措置が必要

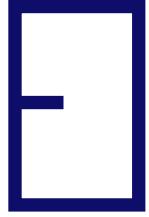
禁止行為規制を補完する措置

- 市場支配力の濫用につながる企業統合を、企業統合自体を禁止行為規制違反として停止・変更を命ずることができるものとする措置
 - ① 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の見直し
第3項第二号に該当する行為（不当な優先的取扱い・利益付与）と位置づけ※、当該合併行為を電気通信事業法上問題となる行為として追加
※ 例えば、禁止行為規制違反となる排他的な連携が行われたにも関わらず、企業統合することで禁止行為規制違反を免れるような場合には、当該企業統合そのものを禁止行為規制違反とする
 - ② 「電気通信事業法第30条」の見直し
市場支配力の濫用につながる企業統合を新たな行為類型として第3項第三号を新設規定



(2) NTT組織再編に係る今後の課題への対応（2／2）

- 仮に、大きなNTT組織再編に繋がるNTT法（株式の政府保有義務・外資規制・ユニバーサルサービス提供義務等）の見直しがあるのであれば、これまで20年以上かけて議論を積み重ね構築されてきた我が国の電気通信市場における公正競争環境を根底から覆す重要な問題
- 公正競争環境の確保、国民生活の保護や安全保障の観点も取り入れ、十分な時間をかけて競争事業者の意見も踏まえつつ、オープンな場で議論を尽くすべき



4. まとめ

■ NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併については、以下の対応が必要

- ✓ NTTドコモは、吸収合併計画の発表前に、まずは、当該計画の詳細を本検証会議や競争事業者に対して説明
- ✓ 競争環境に与える弊害の有無や程度を勘案する必要があることから、公正競争への影響を定量的・定性的に分析・検証
- ✓ 禁止される行為の相手方である特定関係法人が消滅する場合であっても、禁止行為規制（電気通信事業法第30条第3項第二号に該当する不当な優先的取扱い・利益付与）の遵守が担保され得るのか検証

■ NTT組織再編に係る検証については、以下の対応が必要

(1) 検証スキームの更なる実効性確保

- ✓ 必要十分な検証期間を設けること等を含め、「基本方針」・「年次計画」・「年次レポート」へ記載を行う等による着実な履行
- ✓ 「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」の対象として、公正競争への影響が強く懸念される組織再編の追記

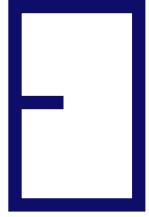
■ NTT組織再編に係る検証については、以下の対応が必要

(2) 禁止行為規制の運用の厳格化

- ✓ 組織再編により市場支配力が強化されたか等について判断するための必要なデータを提示すること
- ✓ 組織再編に係る個々の行為について、禁止行為類型への該否判断を行い、公正競争上の問題の判断・考慮要素として踏まえること
- ✓ 市場支配力の濫用につながる企業統合自体を、禁止行為規制違反と位置付ける補完的措置

(3) 今後のNTT組織再編における留意事項

- ✓ 大きなNTT組織再編に繋がるNTT法の見直しについては、公正競争環境の確保、国民生活の保護や安全保障の観点も取り入れ、十分な時間をかけて、オープンな場での議論を尽くすこと



Appendix



(参考) NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化(2020.12)

※「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書」を基に作成。

具体的な懸念等	検証結果（対応の方向性）	課題
① NTT持株によるNTTドコモの株式公開買付けの手続終了後に、検討会立ち上げ		・NTTドコモに対するNTT持株の出資比率の低下を求めた <u>過去の審議会答申</u> や閣議決定等の趣旨に明確に反するが、特段の措置を講じることなく、公開買付けの公表後、 <u>公開買付けの手続の終了後にはじめて検討会を立ち上げ</u> 。
② NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 (a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念 (b)NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念	新たにNTTドコモを特定関係事業者に指定する必要がある。	・2021年10月22日、情報通信行政・郵政行政審議会から指定案のとおり指定することが適当である旨の答申がなされ、 <u>残課題なし</u> 。
③ NTTドコモとNTTコムの関係に係る課題 (a)法人営業の一体化に伴う課題 ・NTTコムが強みを持つ法人市場等にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼす懸念 (a)ネットワークの一体化に伴う課題 ・ネットワークが一体化された場合、禁止行為規制等の形骸化につながるおそれ	(a)まずは各市場や関連市場動向について、 <u>NTTのみならず、他事業者</u> からもデータを取得し、市場動向を把握等した上で、 <u>具体的な問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討すべき</u> 。 (b)NTTコムのNWをNTTドコモへ一体化する場合に、NTTコムとの間の取引がNTTドコモ社内取引に内部化されることで、禁止行為規制の対象から外れる懸念に関しては、 <u>具体的な課題の有無を見極めた上で、禁止行為規制の在り方について、検討を行う必要</u> 。NTTドコモとNTTコムとのNWの一体化を行う場合は、 <u>本検証会議等において、競争上の問題が新たに生じていないか、状況を継続的に注視していく必要</u> 。	(a)法人営業の一体化に伴う課題については、 <u>具体的な問題が認められなければ、禁止行為規制の見直しを行わないこと</u> とされた。 (b)NTTコムのNWをNTTドコモへ一体化することについて、 <u>禁止行為規制に抵触するか否かの判断を下さなかった</u> 。 <u>競争事業者より競争上の問題が提起されたが、注視のみで検証がなされなかった</u> 。



- NTTドコモのTOB完了後にはじめて検討会を立ち上げ
- 法人営業の一体化については、具体的な問題が認められなければ、禁止行為規制の見直しを行わないこととされた
- ネットワークの一体化については、禁止行為規制に抵触するか否かの判断が下されなかった



(参考) NTTドコモによるNTTコム・NTTコムウェアの子会社化 (2022.2)

24

※本検証会議での当社プレゼン資料を基に作成。

具体的な懸念等	検証結果	課題
① 法人市場の検証に入る前に、まず、総務省は新ドコモグループの組織再編成に係る個々の連携や統合等について、禁止行為規制に該当するもの若しくは該当するおそれがあるものについての判断を明確にすべき。 (2021/12/20)	<特になし>	・個々の連携・統合等に対し、禁止行為規制の該当性判断が行われていない。
② 法人市場を分析・検証するにあたっては、新ドコモグループの組織再編成による競争環境への影響が想定されることから、組織や事業が一体化したことによる影響についても、必要十分な分析・検証が必要。 (2021/12/20)	<特になし>	・組織や事業が一体化したことによる影響の観点からは、特に分析や検証はなされていない。
③ NTTドコモグループの組織再編成による個々の連携や統合等の行為が禁止行為規制の行為類型に該当するのか否かをまずは明確にすべき。その上で、個別事案ごとに不当性を判断。 不当性の判断が付かない場合は、本検証会議で徹底して検証。 企業結合は究極の「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」。早急にその行為の不当性の該非を明らかにすることが必要。 禁止行為規制で対応困難な企業結合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する措置が必要。 (例えば、禁止行為規制の強化、登録の更新の強化、NTT法の事業計画認可の運用強化) (2022/3/8)	<特になし>	・個々の連携・統合等の行為が禁止行為規制の行為類型に該当するか否かの判断が行われていない。 ・企業結合は究極の「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」であり、早急にその行為の不当性の該非を明らかにするよう要望したが、特に該非判断はなされていない。 ・現行の禁止行為規制を補完する措置については、議論がなされておらず、法令整備がされていない。

- 
- 組織や事業が一体化したことによる影響の観点からは、特に分析や検証はなされていない
 - 個々の連携・統合等の行為が禁止行為規制の行為類型に該当するか否かについて、判断が行われていない
 - 現行の禁止行為規制を補完する措置については、議論がなされておらず、法令整備がされていない

(参考) NTTドコモによるNTTぷららの吸収合併(2022.7)

※本検証会議での当社プレゼン資料を基に作成。

具体的な懸念等	検証結果	課題
<p>NTTドコモがNTTぷららを吸収合併してNTTドコモ内部に取り込み取引を内部化することで禁止行為規制を潜脱的に回避可能。 企業統合は究極の「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」。早急にその行為の不当性の該非を明らかにすることが必要。 合併以前は、禁止行為規制により自己の関係事業者（NTTぷららのISPサービス）との排他的な割引サービスの提供はできないが、NTTドコモのドコモ光とNTTぷららのISPとの排他的な割引も可能に。（2022/3/8）</p>	<p><特になし></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月24日、情報通信行政・郵政行政審議会より、<u>NTTぷららについて、NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人としての指定解除が適当との答申</u>がなされた。 ・「NTTドコモは、令和4年7月にNTTぷららを吸収合併し、NTTぷららの電気通信事業は、<u>NTTドコモが承継することになったため、NTTぷららの指定を解除するもの</u>。」 ・NTTぷららは、<u>電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとなる可能性がある5万以上の契約数を持つ特定関係法人として指定されていたが、事前に本検証会議で議論されることもなく、指定解除が行われた。</u> ・その後、令和4年8月31日、「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート」において、<u>NTTが実施する組織再編が発生した場合における市場検証の取組においての対応等「市場検証の取組における組織再編に係る対応」が定められた。</u>



- NTTぷららは、公正競争等に弊害をもたらす可能性がある5万以上の契約数を保有する特定関係法人として指定されていたが、事前に本検証会議で議論されることもなく、NTTぷららの指定解除が行われた

意見	考え方
<p>NTT グループが実施する組織再編に係る市場検証の取組は、年次レポート（案）に例示される二つの組織再編（※1）に限定されるものではなく、少なくとも、公正競争への影響が強く懸念される組織再編（※2）については、「今後の対応等について」に準じて、市場検証の取組が行われるべきと考えます。</p> <p>(※1) 年次レポート（案）P158</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT ドコモによるその特定関係法人の吸収合併（電気通信役務の提供に影響を及ぼす吸収分割・事業等の譲受けも含む。） ・旧 NTT（NTT 持株・NTT 東西）と旧 NTT からの分離会社との合併 <p>(※2) 弊社の考える「公正競争への影響が強く懸念される組織再編」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる事業者：(1)～(3)の事業者に関する組織再編 <ul style="list-style-type: none"> (1) NTT 法の規律対象事業者（旧 NTT：NTT 持株、NTT 東・西） (2) 旧 NTT からの分離会社（NTT ドコモ、NTT コム、NTT データ、NTT コムウェア） (3) 事業法上の NTT ドコモの禁止行為規制対象事業者（NTT ドコモの特定関係法人） ・対象となる組織再編の手段 <p>合併や事業の吸収分割・譲受け等、形態は様々であり、事前に公正競争へ影響を及ぼす組織再編の手段の特定は困難なため、検証の対象となる手段を限定せず、組織再編による公正競争への影響を競争事業者等の意見を踏まえ判断。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次レポート（158頁）に記載の「<u>市場検証の取組における組織再編に係る対応等</u>」で対象としたもの以外の組織再編が今後発生した場合には、必要に応じて、公正競争に与える影響を本検証会議等の場において検討することになると承知しております。

■ NTTコムは、WANサービス市場における有力な事業者

NTTコムの営業収益（2022年度）

損益計算書

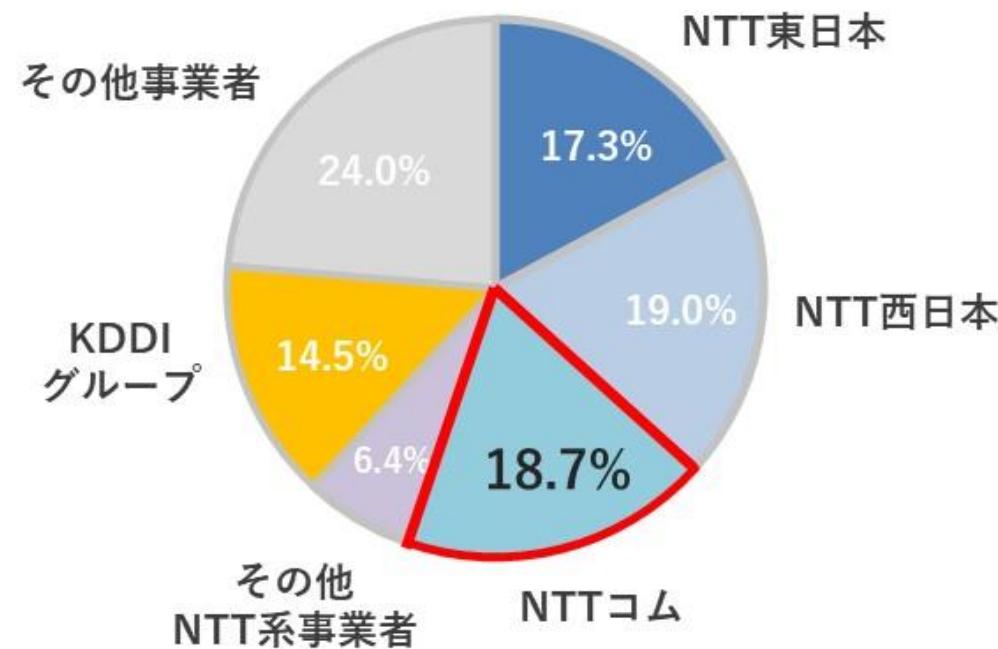
〔2022年4月 1日から
2023年3月31日まで〕 (単位 百万円)

科 目	金 額
電 気 通 信 事 業 営 業 損 益 営 業 収 益	634,386
附 帯 事 業 営 業 損 益 営 業 収 益	462,680
営 業 外 取 収 利 益 受 有 受 物 雜 價 取 件 証 券 配 貸 収 利 当 利 益 金 料 入	15,790 4,925 1,320 1 22,035

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

出典：NTTコムの決算公告（損益計算書）

NTTコムの市場シェア（2022年3月時点）



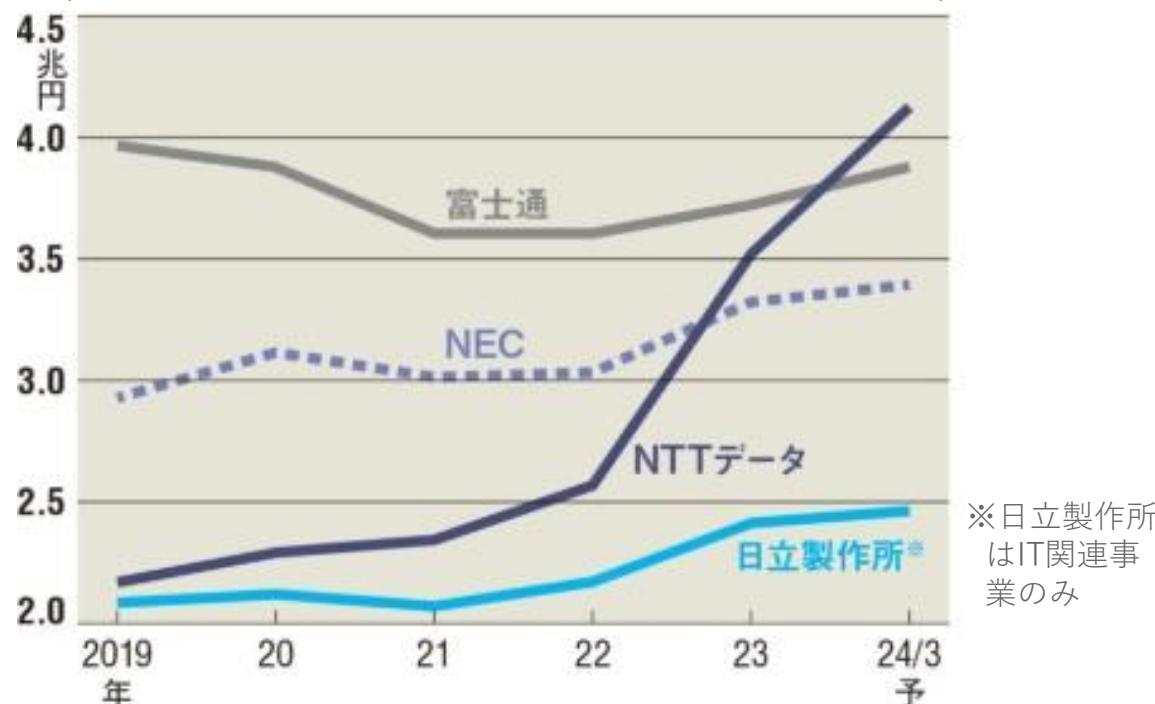
電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポートより弊社作成

NTTデータが国内最大の IT 企業へ 富士通を抜く、収益性向上が課題（日経コンピュータ 2023.05.25）

NTTデータは2023年5月、2024年3月期の連結売上高が4兆1000億円になる見通しだと発表した。富士通の同期の業績予想では、売上高に当たる売上収益を3兆8600億円としている。NTTデータの計画通りに進めば、売り上げ規模で富士通を抜いて国内最大のIT企業になる。

IT大手4社の売上高推移

NTTデータが2024年3月期には売上高トップに
(出所: 各社の決算短信を基に日経コンピュータ作成)



NTTデータは2023年3月期の売り上げ実績で既にNECを抜き国内IT企業で2位になった。2023年3月期のNTTデータの売上高は3兆4901億円と、NECの売上収益3兆3130億円を上回った。NTTデータが急激に売り上げ規模を拡大しているのは、NTTグループの海外事業を統括する英NTTリミテッド(NTT Ltd.)を2022年10月に傘下へ収めたためだ。2023年3月期のNTT Ltd.による収益貢献は半年分だったが、2024年3月期以降は通期で収益に寄与する。統合前と比べて売上高を1兆円以上、押し上げる。

<略>

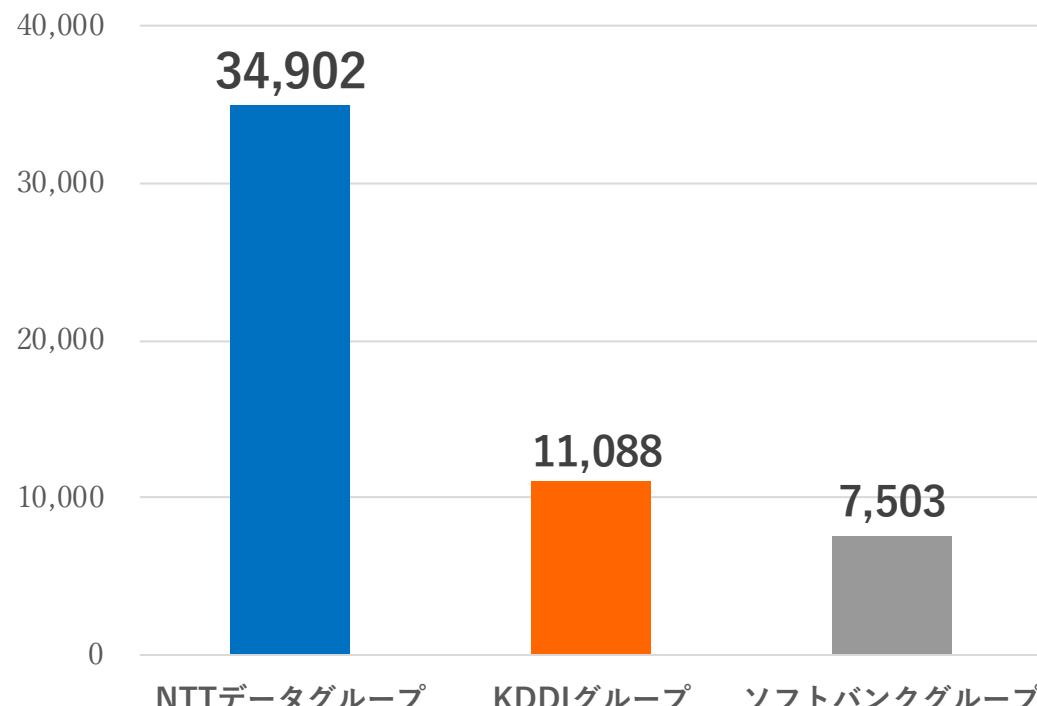


(参考) 法人市場におけるNTTデータの台頭

29

2022年度 売上高

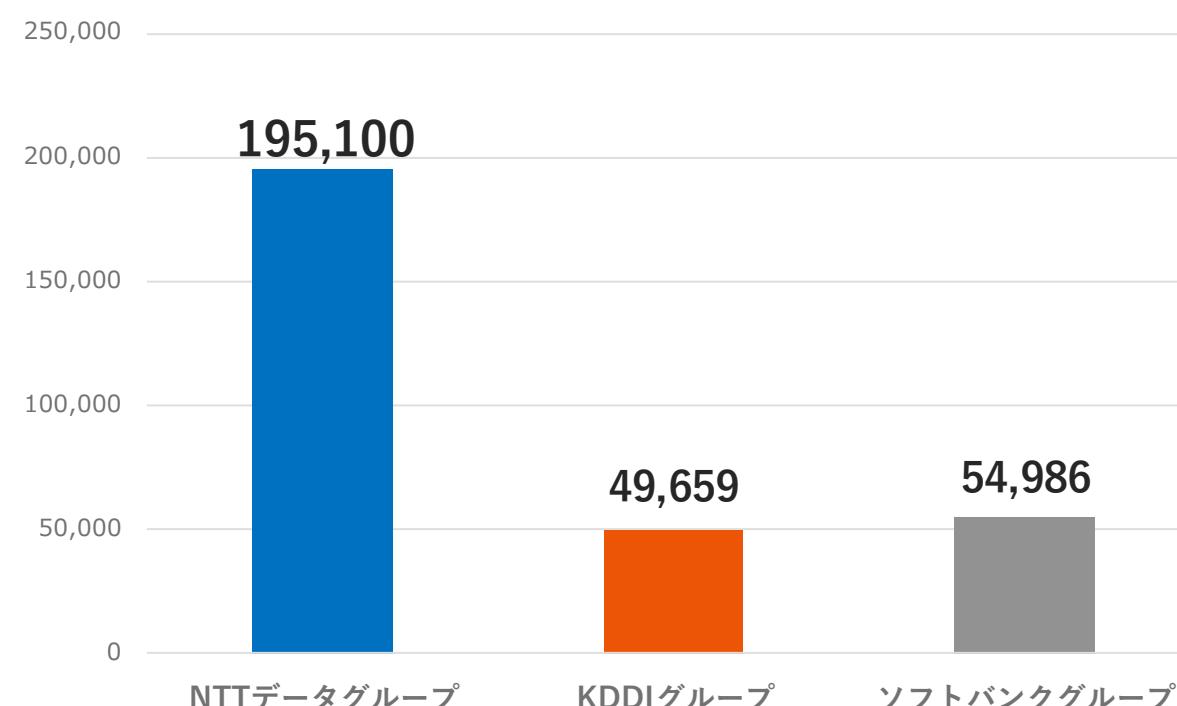
(単位：億円)



- ※ NTTデータグループ各社は全体の売上高
- ※ KDDIグループは、ビジネスセグメントの売上高
- ※ ソフトバンクグループは、法人事業の売上高
- ※ 各社ともグループ連結、決算資料より作成

2022年度 従業員数

(単位：人)



- ※ NTTデータグループは決算資料（補足資料）を基に作成
- ※ KDDIグループは会社概要を基に作成
- ※ ソフトバンクグループは2023年3月期 投資家向け説明会（補足資料）を基に作成
- ※ 各社ともグループ連結

Tomorrow, Together



おもしろいほうの未来へ。



「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

